

寝屋川市立第八中学校いじめ防止基本方針

いじめ問題への取組に当たっては、「いじめは、どの子にも、どの学校にも起こり得る」という認識に立ち、教職員が自らの問題として切実に受け止め、その防止・解消に徹底して取り組むべき重要な課題である。

近年、携帯電話等の普及により、学校内外の不特定多数の人間とも、安易に結びつきやすい中で、些細な人間関係のこじれ等がいじめに発展した事案も発生している。生徒間の多様なつながりを学校や保護者がますます把握しにくくなる状況の中で、学校、家庭、地域が一体となっていじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。

学校として、教育活動全般において生命や人権を大切にする精神を貫き、教職員自身が生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格や健やかな発達を支援するという生徒観・指導観に立ち指導の徹底を図ることで、いじめの発生・重大化を未然に防いでいく。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や、人格の形成への重大な影響のみならず、児童生徒の生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。ついては、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第13条に基づき、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針として「寝屋川市立第八中学校いじめ防止基本方針」（以下、学校基本方針という。）を定めるものとする。

また、学校基本方針は保護者や地域住民が確認できるようホームページに掲載するとともに、入学式や年度初めの始業式等、全校集会などで周知する。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

（１）「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒との何らかの人間関係を指す。

（２）「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒が感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

※インターネット上で悪口の書き込み等があり、被害生徒がそのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合でも、加害生徒に対する指導等、適切な対応が必要となる。

※いじめに当たる以下のような例であっても、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条に基づく「いじめ防止対策委員会（以下に定義）」で情報共有する。

（例１）好意から行った行為が意図せず相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合

（例２）軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害生徒が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合 等

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ①冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学年に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。（法第8条）

3 いじめ防止対策のための組織

（1）いじめ防止対策のための組織の設置

- ① いじめの防止等の対策や対応と共に、いじめ防止等の取り組みの検証などを実効的に行う組織として、「いじめ防止対策委員会（以下、対策委員会という。）」を置く。
- ② 構成員は、校長・教頭・生徒指導主事・各学年生徒指導係・教務主任・学年主任・学級担任・養護教諭・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー・首席・こども支援コーディネーターとする。

（2）対策委員会の役割

- ① 未然防止
いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ② 早期発見・事案対処
 - （i）いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
 - （ii）いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
 - （iii）いじめに係る情報（疑いを含む）があった時には、以下のような役割を担う。
 - 緊急会議を開催するなどして、情報を迅速に共有する
 - 関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により、事実関係を把握する
 - いじめであるか否かの判断を行う 等
 - （iv）被害生徒に対する支援、加害生徒に対する指導の体制・対応方法の決定、保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ③ 学校基本方針に基づく各種取組に関する役割
 - （i）学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う
 - （ii）学校基本方針の年間計画に基づき、校内研修を企画し、計画的に実施する
 - （iii）学校基本方針が適切に機能しているかの点検、見直しを実施する（PDCA サイクル）

4 いじめ防止のための基本方針

(1) いじめの未然防止

- ① いじめに向かわない態度・能力の育成等、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境作りのために、道徳教育や体験活動等、年間の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、互いの人格を尊重し合える態度を育てる。
- ② いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取り組みとして、生徒会が中心となって生徒が主体的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの未然防止に資する活動の取り組みに努める。
- ③ 未然防止に関わる学校の取組として、体育大会やスクールフェア、修学旅行などの学校行事を通して、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ④ 学校生活アンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには生徒の協力が必要となる場合がある。このため、生徒に対して、傍観者とならず、教職員への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。
- ⑤ インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的に対処することができるよう、生徒・家庭への啓発活動を行う。

(2) いじめの早期発見と積極的認知

- ① いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識する。
- ② いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知しなければならない。このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ③ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施など、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭・地域と連携していじめを受けた生徒の教育を受ける権利等が擁護されるよう配慮する。
- ④ 学校生活アンケートや教育相談において、生徒が自ら SOS を発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該生徒にとって多大な勇気を要するものであることから、生徒からの相談に対しては迅速に対応する。
- ⑤ 一見些細なことであると見られる内容についても、いじめ対策委員会を実施し、積極的ないじめの認知を図る。

上記(1)・(2)より、いじめの未然防止及び早期発見については、教育活動全体を通じて取り組むこととし、年間計画を<別紙>に示すものとする。

(3) いじめへの対処

いじめの疑いやいじめが確認された時は、いじめを受けた生徒や情報を提供してくれた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒からの事実確認と適切な指導などを対策委員会として行う。また、教育委員会への連絡・相談および市監察課との連携等を行うとともに、事案に応じて警察等の関係機関との連携も行う。そのためにも、校内組織の整備に努めるとともに、教職員が平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深められるよう、校内研修を充実させる。

いじめが確認されたときの措置は以下の手順で行うものとする。

- ① 教職員は、いじめを発見し、または生徒及び保護者等から相談・通報を受けたときは、対策委員会に速やかに報告する中で組織的に対応し、いじめの事実の有無を確認する。特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、対策委員会への報告を怠ることがあってはならない。
- ② いじめが確認された場合は、すぐにやめさせ、いじめを受けた生徒の安全を確保するとともに、その再発防止のため、いじめを受けた生徒・保護者への支援や、いじめを行った生徒に対して、背景を踏まえた適切な指導をするとともに、その保護者への助言を継続的に行う。
- ③ 校長及び教員は、いじめを行った生徒に対して、教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える。必要ならば、いじめを行った生徒を別室で学習させる等、いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるような措置をとる。
- ④ いじめを受けた生徒等の保護者といじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報を、これらの保護者と共有するための措置を行う。
- ⑤ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(4) 重大事態への対処

いじめの重大事態とは、

「いじめにより、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、
「いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」を指す。(法第28条)

- ① いじめにより、重大事態が発生した場合は、速やかに市教育委員会へ報告し、市教育委員会の指導助言のもと、事実関係の調査を開始するなど適切かつ迅速に対処する。
- ② 調査に係る重大事態の事実関係等、その他の必要な情報を、いじめを受けた生徒等及びその保護者に対して適切に提供する。

(5) いじめ解消の要件

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2点の要件が満たされている場合とする。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいること。
 - (i) 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヵ月を目安とする。）継続していること。
 - (ii) いじめの被害の重大性等から、さらに長期間の期間が必要であると判断した場合は、この目安に関わらず、より長期の期間を設定するものとする。
 - (iii) 教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。
 - (iv) 行為が止んでいない場合、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- (i) いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
 - (ii) 被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
 - (iii) いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
 - (iv) 「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒について、日常的に注意深く観察する。

平成26年4月1日策定
平成27年4月1日一部改定
平成28年4月1日一部改定
平成29年4月1日一部改定
平成30年4月1日一部改定
平成31年4月1日一部改定
令和 2年4月1日一部改定
令和 3年4月1日一部改定
令和 4年4月1日一部改定
令和 5年4月1日一部改定
令和 6年4月1日一部改定
令和 7年4月1日一部改定
令和 8年4月1日一部改定

<別紙>

いじめ防止のための年間計画

月	いじめ未然防止	いじめ早期発見	地域・PTA との協働
4月	1年オリエンテーション 祝日参観 クラブ懇談 3年修学旅行保護者説明会	教職員研修（基本方針の確認） 小中一貫の実践（方針の共有）	入学式
5月	1年校外学習 2年職場体験学習 3年修学旅行	学校生活アンケート 教育相談	P T A実行委員会
6月		三者懇談	
7月	各学年クラスマッチ 非行防止教室 薬物乱用防止教室 1年林間学習保護者説明会	学校運営協議会 学校生活アンケート 小中一貫夏季研修会	
8月		教育相談	
9月	1年林間学習	学校生活アンケート 教育相談	地域協あいさつ運動
10月	体育大会	学校運営協議会	体育大会
11月	スクールフェア	三者懇談 学校生活アンケート	スクールフェア
12月	土曜参観	3年進路懇談 学校教育自己診断アンケート	
1月	小学生中学校見学		地域協あいさつ運動
2月	新入生保護者説明会	学校運営協議会 学校生活アンケート	P T A実行委員会
3月	各学年クラスマッチ	教職員研修 教育相談 小中連絡会議	卒業式

※ 随時変更の可能性がある

※ ケース会議及び校区ケース会議は随時開催する。

※ 道徳については毎週火曜日1限目、ディベートは毎週水曜日6限目に実施する。

※ PBIS（ポジティブ行動支援）を本校では推進し、互いに褒めあい認め合う学校作りを目指す